

## 宮崎市規則第 号

### 宮崎市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(容積率の特例に係る許可申請書に添付する図書等)

第2条 省令第18条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請の理由書
- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の（い）項に掲げる図書
- (3) 用途地域図
- (4) 周辺の道路配置現況図
- (5) 道路及び敷地と建築物の高さの関係を示した図面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書又は書面

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。